

事業者の皆さまへのお願い

11月27日までの集中対策期間において、
ご協力いただき誠にありがとうございます。
札幌市における感染拡大が続いている状況を鑑み、
集中対策期間を12月11日まで延長することといたしました。
事業者の皆さまにおかれましては、
引き続き対策へのご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

■期間 11月28日(土)から12月11日(金)まで の2週間

■対象施設（対象区域）と要請内容

札幌市内

・接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

すすきの地区※

・酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

・酒類提供を行うカラオケ店
・酒類提供を行う料理店等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

※南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域
(狸小路については、狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域)

休業

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底

よくあるお問い合わせ

Q 「接待を伴う飲食店」とは何か？

A 風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※支援金の申請の際には、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを
提出いただく予定です。

■協力支援金 概要について、裏面に記載しております。

○お問い合わせ

■専用ダイヤル

開設時間 8:45～17:15 (土曜・日曜・祝日を含む毎日)

電話番号 0570-200-105

■ホームページ (札幌市公式ホームページ内)

すすきの地区における営業時間短縮等の要請について

(http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/tsuika_yosei.html)



○協力支援金の概要（28日以降分）【第2回支援金】

■支援金

- ・接待を伴う飲食店
⇒ 1施設（店舗）あたり 60万円
- ・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等
⇒ 1施設（店舗）あたり 30万円

【主な条件】

原則、11月28日(土)～12月11日(金)の全期間において要請に応じること
(新たにご協力いただく事業者などは11月30日(月)から)

※申請の受付開始は、12月14日(月)以降を予定（詳細は後日公表）

▶第1回支援金と同様に、休業・営業時間短縮等に取り組んでいただいたことがわかる書類や、営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

○27日までの支援金の一部変更について【第1回支援金】

11月27日(金)までの集中対策期間において、ご協力いただいた事業者に対する支援金について、制度の一部が変更となっております。

※すでに申請書をお持ちの方は、そのまま使用できます。

※提出いただく書類に変更はありません。

■支援金 1施設（店舗）あたり 20万円

※下線部は変更箇所です。

※複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、申請いただいた施設数に基づいて支給金額を計算いたします。

■受付期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

変更の詳細については、ホームページに掲載のほか、12月1日(火)から、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布している申請書類をご確認ください。

【配布場所】

- ・市役所本庁舎1階パンフレットコーナー
- ・各区役所
- ・豊水まちづくりセンター
- ・西創成まちづくりセンター

11/7(土)	11/27(金)	11/28(土)	12/11(金)
11/7～11/27の協力要請 対応する支援金【第1回】 1施設（店舗）あたり 20万円		11/28～12/11の協力要請 対応する支援金【第2回】 ・接待を伴う飲食店 1施設（店舗）あたり 60万円 ・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 1施設（店舗）あたり 30万円	
受付期間 12月1日(火)～1月8日(金)		受付期間 12月14日(月)以降の受付を予定	